

令和2年度 長崎地方最低賃金審議会 第2回専門部会議事要旨

1. 日 時：令和2年8月5日（水） 午前9時23分～午前11時15分
2. 場 所：長崎労働局8階会議室
3. 出席者：公益委員2名、労働者側委員3名、使用者側委員3名
4. 議題
 - (1) 長崎県最低賃金の改定について
 - (2) その他

5. 議事要旨

(1) 長崎県最低賃金の改定について

①労働者側委員意見

- ・長崎県最低賃金の絶対的低さの改善が必要である。
- ・憲法25条で求める「健康で文化的な最低限度の生活を営む」に足る水準に至っていない。
- ・感染の不安や恐怖と闘いながら第一線で働いている労働者に報いるべきであり、最低賃金引き上げは社会的要請である。
- ・長崎県の賃金水準は低位であり、低い地域から高い地域への働き手の流出が人口流出の一因であることから、地域間格差の是正が急務である。
- ・連合長崎春季生活闘争集計引上げ率1.40%を主張する。

②使用者側意見

- ・審議にあたり第4表重視は変わらないが、通常年度と違い、現状の経済状況の急変に目を向けて審議すべきである。
- ・目安どおりを主張する。

労使双方の基本的な考えを主張し継続審議となった。

(2) その他

今後の審議日程について事務局より説明した。

- ・第3回専門部会 8月7日（金） 9：30～
- 第3回本審 8月7日（金） 10：30～